

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：臨床系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>臨床系歯学は、咀嚼、嚥下、呼吸、発音という、人が人らしく生活を営む上で欠かせない口腔に関連した機能、形態の育成・維持・回復を担う学問分野である。我が国が直面する未曾有の少子高齢化と、その先に迫り来る人口減社会において、国民の口腔健康管理の増進は、あらゆるライフステージで全人的な未病改善や健康寿命延伸を導くと期待されている。その実現に向けて、世の中の急速な変化に対応しながら、多様な専門家の叡智を結集し、中長期的視点と俯瞰的視点をもって審議を行い、問題解決に向けた議論を行うとともに、広く社会に情報発信していくことが本分科会の目的である。</p> <p>また、本分科会の職務は、①臨床系歯学に関する重要事項を審議すること、②臨床系歯学に関する研究の連絡を図り、能率を向上させることである。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none">1. 臨床系歯学に関する重要事項の審議及び実現2. 主催シンポジウムの開催 に係る審議に関すること
5	設置期間	令和6年1月25日～令和8年9月30日
6	備考	